

三燦会会則改定内容比較表

変更箇所

条項	現行	変更案
第 8 条 (総会)	6. 総会の開催は、開催日の 2 週間前までに全会員に書面をもって通知しなければならない。	6. 総会の開催は、開催日の 2 週間前までに全会員に書面または classi にて通知しなければならない。
第 16 条 (監査役)	2. 監査役は、一般会員は常任役員会により選出 (若干名)、教職員は学校側推薦により選出 (1 名) され、総会により決議される。なお、一般会員の監査役は、常任役員の構成員および特別委員会における重要な責任の立場にある者以外から選出される。	2. 監査役は、一般会員は常任役員会により選出 (2 名)、教職員は学校側推薦により選出 (1 名) され、総会により決議される。なお、一般会員の監査役は、常任役員の構成員および特別委員会における重要な責任の立場にある者以外から選出される。